別紙第5(第14関係)

総合評価審査委員会の設置について

1　設置目的

本学が発注する工事に関し、総合評価方式(競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式をいう。以下同じ。)における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2　審議事項

審査委員会は、本学が発注する工事に関し、契約担当役の依頼に基づき次に掲げる事項を審議する。

(1)　総合評価方式の実施方針に関すること。

(2)　個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。

(3)　個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。

(4)　その他総合評価方式の推進に関すること。

3　審査委員会の構成等

(1)　審査委員会の構成は、次のとおりとする。

①　施設課長

②　学識経験者　1人

③　学外の学識経験者　2人

(2)　学識経験者は、審査委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、学長が依嘱する。

(3)　学識経験者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4)　審査委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の意見を求めることができる。

4　審査委員会の運営

(1)　審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(2)　委員長は、審査委員会を招集し、その議長となる。

(3)　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(4)　審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

5　委員の排斥

委員は、2の(2)及び(3)の審議に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わることができない。

6　守秘義務

委員は、審査委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7　事務

審査委員会に関する事務は、施設課において処理する。